



## ⑤登記事項証明書の添付範囲について

### 【 参 考 】

【網掛け部分添付】

【12-35、12-36、12-37、12-42、12-43、12-44、12-56】

12-34	12-56 【相談通路】	12-41	
12-35		12-42	
12-36		12-43 【対象敷地】	
12-37		12-44	
12-38		12-45	

※ 対象敷地及び相談通路部分を含む「向こう三軒両隣り」を基本とする。